

第59回鑑賞例会

とき/5月25日(土)  
 時間/午後3時、午後6時30分の2回公演  
 ところ/大篠公民館  
 内容/劇団風の子東北による舞台劇「もぐらの一日」  
 \*「人間と動物と自然の共存」を土というテーマで考え、作られた作品です。

お問い合わせは  
 南国市こども劇場  
 (863・6085)まで

市内一斉清掃

毎年6月に実施しています市内一斉清掃は、今年は10月20日(日)に実施します。市民の皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせは  
 生活環境課環境公害係  
 (880-6557)まで



お問い合わせは  
 保健課高齢者介護保険係  
 (880・6556)まで

現在、標準負担額減額認定証をお持ちの方は、認定証の有効期限が5月31日(金)までとなっていますので、更新の手続きをお願いします。



介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所された場合、市町村民税非課税世帯の方は、標準負担額(食費)が減額されます。

保健

市民からのお便り

5月の第2日曜日は「母の日」ですね。お母さん、いつもありがとうございます!



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付免除・  
 学生納付特例の申請は5月末までに!

平成14年4月からの免除(14年4月~15年6月までの期間)・学生納付特例(14年4月~15年3月までの期間)を希望される方は、5月31日までに必ず申請してください。

一般の方は、基準に該当すれば承認され、保険料の納付が免除(全額または半額)されます。また、学生の方は、本人の所得が一定基準以下であれば承認され、保険料の納付が猶予されます。

保険料の納付期限について

平成14年4月からの保険料の取り扱いが、市町村から社会保険庁(国)に変更されました。保険料の納付期限は翌月の末日となっています。

納付書で毎月ごとにお支払いの方の4月分の保険料は5月31日までに支払い下さい。また、口座振替で毎月ごとに納付されている方の4月分の保険料は5月31日に引き落としとなります。

第3号被保険者の届け出方法が変わりました

平成14年4月から、届け出漏れの防止や手続きの簡素化を図るため、配偶者の勤務先の事業主を通じて社会保険事務所に提出していただくことになりました。

また、住所や氏名が変わった場合も同様です。

\* 第3号被保険者とは

第2号被保険者(厚生年金や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方。

\* 第3号被保険者のしくみ

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担します。本人が納める必要も、配偶者の給料から2人分の保険料が差し引かれることもありませんが、必ず第3号被保険者のお届けが必要です。

老齢基礎年金の請求先が変わりました

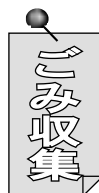
今までは、第1号被保険者・第3号被保険者にかかわらず、国民年金のみに加入されていた方の老齢基礎年金の請求は、市役所年金係で手続きをしていましたが、平成14年4月から第1号被保険者期間のみの方は、今までどおり市役所年金係で、第3号被保険者期間のある方は、南国社会保険事務所で手続きしていただくことになりました。

お問い合わせは

市民課年金係(880-6555)または、  
 南国社会保険事務所(864-1111)まで



# ごみ出しは定められた日に!



## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
5/1	水	浜改田
2	木	久枝、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)
7	火	片山、里改田
8	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
9	木	稲吉、西窪、新川
10	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
11	土	篠原、明見
13	月	下唎内、物部、開田
14	火	稲生
15	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
16	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
17	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
18	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
20	月	野田(東芝団地を除く)
21	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
22	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	木	久礼田、植田
24	金	奈路、瓶岩、領石、植野
25	土	十市(北部)、緑ヶ丘
27	月	国分、比江、左右山、岩村
28	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
6/1	土	田村
3	月	十市(南部)
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝、下島、前浜



\*ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみ(紙・布)および、全てのごみ対象ステーションです。

## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
5/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
6	月	片山、里改田、浜改田
7	火	領石、植野、久礼田、植田
8	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
9	木	立田、田村
10	金	後免町、野田、東芝団地
11	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
13	月	十市(南部)
14	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
15	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
16	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
17	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
18	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
20	月	片山、里改田、浜改田
21	火	領石、植野、久礼田、植田
22	水	稲生
23	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
24	金	奈路、瓶岩、白木谷
25	土	国分、比江、左右山、北小籠
27	月	下唎内、物部、開田
28	火	久枝、下島、前浜
6/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉



## ★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
5月6日・20日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
5月7日・21日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八幡南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
5月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
5月13日・27日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5月14日・28日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡北) 岩村、下唎内
5月8日・22日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
5月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
5月3日・17日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八幡南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
5月4日・18日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
5月9日・23日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5月10日・24日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡北) 岩村、下唎内
5月11日・25日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅